

平成20年3月26日
社 会 保 険 庁

社会保険庁職員の服務違反に関する調査の経過報告

はじめに

現時点において判明している調査の状況は以下のとおりであるが、多くの職員が長期間にわたり、無許可専従を行うなどの服務違反を行っていたことは、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねるものであり、極めて遺憾なこととして深く反省するとともに、国民の皆様にご心からお詫び申し上げます。今後、調査を速やかに終了し公表するとともに、二度とこのような不祥事を発生させることのないよう、再発防止策の徹底を図り、国民の皆様の信頼回復のため全力を尽くしていく決意である。

経過報告

1. 調査の目的

平成19年10月に公表された年金業務・組織再生会議の日本年金機構の職員採用に係る中間整理において、「過去に懲戒処分や矯正措置などの処分を受けた者については、その処分を機構職員としての採否を決定する際の重要な考慮要素とし」とあり、また「今後、国家公務員としての服務違反などが明らかになった者についても、同様に対処すべきことはいうまでもない」とされている。

これを踏まえ、年金業務・組織再生会議から社会保険庁に対し、服務違反全般について調査を行うよう要請があったこと、また、社会保険庁としても、日本年金機構に採用される職員について公平公正に評価されることが重要であると考え、調査を実施しているものである。

2. 調査対象の服務違反行為

- ①無許可専従 ②勤務時間内組合活動 ③争議行為 ④勤務時間内における政治的行為
⑤リボン・プレート行動 ⑥兼業 ⑦度重なる遅刻・欠勤

(注) この調査において「無許可専従」とは、国家公務員としての給与を受けながら、専ら職員団体の業務に従事することをいう。

3. 調査対象者

(1) 管理者調査

①本庁

- 社会保険庁本庁の総務課長、職員課長（平成12年3月以前にあっては職員厚生室長）又は各課総括補佐の職にあった者及び現在同職にある者
- 社会保険業務センターの総務部長及び総務課長の職にあった者及び現在同職にある者
- 社会保険大学の庶務課長の職にあった者及び現在同職にある者

②地方庁

- 社会保険事務局の事務局長、次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあっては総務部長）及び総務課長（平成12年3月以前にあっては、都道府県民生主管部（局）保険課（部）長、国民年金課（部）長及び主幹）の職にあった者及び現在同職にある者
- 社会保険事務所の所長、次長、（業務次長を除く）及び庶務課長（総務課長を含む）の職にあった者及び現在同職にある者

(2) 行為者調査

管理者調査において、サービス違反をしていたとされた職員及び職員であった者

(3) 第三者調査

無許可専従の調査において、行為者が当時所属した部署の勤務時間管理員、直属の上司、同じ課（係）の職員及び庶務課（総務課）の職員等の行為者の勤務状況について把握が可能であった者

4. 調査対象期間

平成9年4月1日～1999年9月30日（過去10年間）。

ただし、管理者本人にかかる調査については、全勤務期間を対象。

5. 調査体制

公正な調査を実施するため、弁護士の参画を得て、社会保険庁本庁及び各社会保険事務局に、それぞれ社会保険庁総務部長及び社会保険事務局長を主査とするサービス関係調査班を設置。

6. 調査方法

調査対象者に対し調査票を配付し、回答票に署名捺印をしたうえで提出を求めた。

①管理者調査

管理者及び管理者であった者に対し、所属職員及び管理者本人のサービス違反行為の有無について調査を行った。

調査対象管理者数（延べ人員）	6, 722人
回答票提出者数（延べ人員）	6, 462人（回答率96.1%）

②行為者調査

管理者調査で指摘された行為者に対し、指摘されたサービス違反行為の有無について調査を行った。

③第三者調査

行為者の当時の第三者に対し、その事実を確認した。

上記調査の結果、必要に応じて管理者、行為者及び第三者に対する聞き取り又は書面による調査を行った。

7. 現在までの調査結果

（詳細は別紙）

- (1) 無許可専従を行っていたと認めている者が、東京社会保険事務局で17人、大阪社会保険事務局で12人判明した。
- (2) 承認手続きを怠って兼業を行っていた者が、滋賀社会保険事務局で1人判明した。
- (3) その他、勤務時間内組合活動、争議行為、リボン・プレート着用行動、度重なる遅刻・欠勤についてのサービス違反の疑いの報告（計10人）があったが、処分に該当する事実は確認できなかった。

8. 今後の調査

- (1) 大阪社会保険事務局の無許可専従の事案について、無許可専従期間中において職員団体用務のないときには職員としての本来業務を行っていたと回答した者がいることから、事実関係を明らかにするため引き続き調査を行う。
- (2) 無許可専従の調査において、9人の管理者から無許可専従の事実有りとの報告があった対象者が1人あるが、本人が認めていないことから、引き続き調査を行う。
- (3) 無許可専従が行われた当時の管理者の責任について、引き続き調査を行う。
- (4) 無許可専従期間中に不正に受給した給与等の金額について、引き続き調査を行う。

9. 処分等

- (1) 国家公務員法に基づく懲戒処分等
今後、今回明らかになった無許可専従に係る行為者及び管理者等、服務違反に関与した者について更に調査を行い、懲戒処分等を行う。
- (2) 給与の返還
無許可専従等に関し、会計法に基づき給与の返還請求を行うとともに、時効消滅分については自主返納を求める。

服務違反行為調査の状況（3月26日現在）

（別紙）

1. 無許可専従

項目		東京社会保険事務局	大阪社会保険事務局
行為者	無許可専従を行っていた者の人数	17人	12人 (注1)職員団体用務のないときには職員としての本来業務を行っていたとする者があり、それが事実であれば無許可専従ではなく勤務時間内組合活動に該当する。 (注2)いわゆる「ながら条例」との関係で、確認調査中が1名あり。
管理者	無許可専従を認めた者及び理由	調査中	調査中
給与の返還		不正に受給されていた給与等の金額については調査中	不正に受給されていた給与等の金額については調査中
処分		行為者及びこれを認めた管理者について、厳正な処分を行う。	行為者及びこれを認めた管理者について、厳正な処分を行う。
確認調査中事案		東京・大阪以外の社会保険事務局において、9人の管理者から無許可専従の事実有りとの報告があった対象者が1人あるが、本人が認めていないため、確認調査中。	

2. その他のサービス違反調査の結果

管理者調査で報告のあった次の調査項目について調査したところ、それぞれ次のような状況であった。

項目	管理者調査	行為者調査	行為者調査、第三者調査等の調査結果
	サービス違反の疑いがあると報告した管理者の人数	サービス違反の疑いがあると報告された者の人数	
勤務時間内組合活動	5人	5人	昭和40～50年代に、職員団体の定期大会に参加したという管理者本人からの申し出があり、休暇届の提出の有無、実施年月日、時間、内容、参加回数、組合での役職及び勤務時間内外について聴き取りをしたが、記憶が曖昧で、事実関係を確認できるような証言は得られなかった。なお、休暇簿等の書類については文書保存期限（休暇簿3年、出勤簿5年）を過ぎており、確認することができなかった。 また、当時の上司に対する調査を行ったが、記憶が曖昧で事実関係を確認できるような証言は得られなかった。 以上から、 <u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u>
	1人	1人	管理者から、平成14年頃に休暇を出さずに早退し（1回）、組合役員の送別会に参加した者がいたとの報告があった。 調査の結果、行為者は早退を否定し、また、第三者からも行為を確認する証言は得られず、証拠も存在しなかった。なお、送別会は勤務時間外に行われていた。 以上から、 <u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u>
争議行為	25人	—	管理者から、争議行為はあったが、勤務時間内外、実施年月日、時間、企画等を行った者などは不明との報告があった。また、当時の労務担当に対する調査を行ったが、記憶が曖昧で事実関係を確認できるような証言は得られなかった。 以上から、 <u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u>

項目	管理者調査	行為者調査	行為者調査、第三者調査等の調査結果	
	服従違反の疑いがあると報告した管理者の人数	服従違反の疑いがあると報告された者の人数		
リボン・プレート着用行動	34人	—	<p>管理者から、リボン・プレート着用行動はあったが、勤務時間内外、実施年月日、企画等を行った者などは不明との報告があった。また、当時の労務担当に対する調査を行ったが、記憶が曖昧で事実関係を確認できるような証言は得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>	
兼業	2人	1人	<p>管理者（本人からの申し出を含む）から、兼業を行った者がいるとの報告があり、調査の結果、行為者は昭和55年に父親から自宅、アパート及び土地を相続し、その後、マンションを建設し、経営していたことが明らかになった。</p> <p>なお、不動産の経営については、管理会社と契約しており、職務の遂行に支障はないことを確認した。</p> <p>以上から、<u>兼業の事実を確認し、行為者から兼業承認申請を提出させるとともに、処分にに向けた手続きを開始する。</u></p>	
遅刻・欠勤	事案1	2人	1人	<p>管理者から、欠勤した者がいた（平成15年頃）との報告があったが、調査の結果、病気による欠勤で、その後病気休暇を取得しており、給与減額等の欠勤処理は適切に行われていた。</p> <p>以上のように、<u>当該事案は処分に該当する事案ではなかった。</u></p>
	事案2	3人	1人	<p>管理者から、欠勤した者がいた（平成9～11年頃）との報告があったが、調査の結果、病気による欠勤で、その後病気休暇、休職を取得しており、給与減額等の欠勤処理は適切に行われていた。</p> <p>以上のように、<u>当該事案は処分に該当する事案ではなかった。</u></p>
	事案3	1人	1人	<p>管理者から度重なる遅刻をした者がいた（平成13～15年頃）との報告があり、行為者及び第三者への確認をしたが、管理者が遅刻の時期を明確に記憶しておらず、また、明確な証言及び証拠も得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>

項目	管理者調査		行為者調査	行為者調査、第三者調査等の調査結果
	サービス違反の疑いがあると報告した管理者の人数	サービス違反の疑いがあると報告された者の人数	行為者調査	
遅刻・欠勤	1人	1人	1人	管理者から遅刻をした者がいた（平成19年）との報告があったが、調査の結果、報告された2回の遅刻のうち、1回（30分）は連絡済であり、1回（10分）の遅刻のみであることから、 <u>調査対象とした「再三の注意にかかわらず遅刻を繰り返した」には該当しない。</u>
政治的行為	報告なし			

※ 一部週刊誌で報道された、北海道社会保険事務局職員の「勤務時間内組合活動」及び「政治的行為」等については、本人及び当時の管理者、同僚等に対する追加調査を実施中。